

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (東部振興)	一
○川口市計画生産緑地地区の変更 (みどり再生推進室)	一
○鴻巣市箕田土地改良区の役員就退任届 (さいたま農林)	一
○ふかや農業協同組合の農地保有合理化事業規程の変更承認 (農地活用推進室)	二
○測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)	二
○建設業法第二十八条第三項の規定に基づく営業停止処分 (建設業課)	三
○" " " " " "	三
○" " " " " "	四
○都市計画に関する公聴会の開催 (都市計画課)	五
○都道府県指定登録機関の指定 (建築指導課)	七
○開発行為に関する工事の完了公告 ( " " )	七

○収去した飼料等の試験結果の概要の公表  
(農総研水田農業研究所)

○開発行為に関する工事の完了公告  
(東松山県土)

○県道西金野井春日部線の供用開始  
(越谷県土)

○開発行為に関する工事の完了公告  
(杉戸県土)

○" " " " " "

### 正誤

○埼玉県規則第七十一号中訂正  
(生活衛生課)

## 告示

### 埼玉県告示第千六百十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saiyamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十二月二日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十一月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人MSA

三 代表者の氏名

鷺巢 正志

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市大字下間久里七百五十

五番地四

五 定款に記載された目的

この法人は、ひとり親家庭・高齢者・障害者の方及び結婚適齢者に対して、結婚相手の紹介及び相談活動、結婚に関する各種イベントの開催、結婚相談等に関する情報の提供等の結婚推進支援事業を行い、幸せな家庭作りと豊かな人作りを目標に、地域社会(福祉・少子化対策)に寄与することを目的とする。

### 埼玉県告示第千六百十三号

川口市から川口市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生推進室において縦覧に供する。

平成二十年十二月二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千六百十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、  
鴻巣市箕田土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名  
及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年十二月二日

埼玉県知事 上田清司

一就任

職名	氏名	住所
理事	飛田利夫	鴻巣市寺谷三六二番地
同	三ツ木正嘉	三ツ木一二二番地
同	岡野門三郎	同
同	佐藤勝巳	稲荷町一三番一八号
同	新井稔	箕田一三五〇番地
同	伊藤政士	同
同	島村照夫	宮前四八一番地一
同	二俣耕一	箕田五三番地
同	石河正義	同 九五〇番地
同	石田健二	同 三七〇四番地
同	木村幸夫	川面一五番地
同	吉羽清五	箕田四八六番地
同	成澤勝司	中井四九番地
同	岡田久男	市ノ縄一二二番地
同	加藤久雄	箕田一九二五番地
同	成塚芳夫	八幡田五八四番地の一
同	金井章浩	同 四一八七番地
同	増嶋充宣	同 一九一六番地
同	篠崎裕雄	同 一二七三番地
同	松本通彦	同 三ツ木二〇番地
同	同	箕田三九三五番地
職名	氏名	住所
理事	飛田利夫	鴻巣市寺谷三六二番地
同	塚越博	同 八幡田五四一番地
同	関根保	同 箕田九七八番地

理事	小林義和	鴻巣市箕田四一九二番地
同	佐藤勝巳	同 一三五〇番地
同	岡野門三郎	同
同	佐藤謙三	稲荷町一三番一八号
同	矢島政雄	箕田五六八番地
同	村田達美	同 五四九番地
同	三ツ木正嘉	中井五八番地三
同	小林三男	同
同	金井千明	三ツ木一二二番地
同	倉林賢	川面一四四番地
同	村田清一	箕田二二〇〇番地
同	加藤豊	市ノ縄一八番地
同	新井稔	箕田三八八七番地
同	松村清志	同 一四二四番地
同	今西章	宮前四八一番地一
同	今井松江	川面四七番地
同	岡田久男	市ノ縄一二九番地
同	同	箕田五八一番地一
同	同	八幡田五八四番地の一

埼玉県告示第千六百十五号

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第二項において準用する同法第七条第四項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第七条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年十二月二日

埼玉県知事 上田清司

一 変更承認に係る農地保有合理化事業の実施に関する規程

農地保有合理化事業規程(ふかや農

業協同組合)

二 変更承認年月日

平成二十年十一月二十五日

三 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業  
農地信託等事業  
研修等事業

研修等事業

埼玉県告示第千六百十六号

測量計画機関の長である桶川市長岩崎正男から次のとおり公共測量を実施する

旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年十二月二日  
埼玉県知事 上田清司  
測量計画機関  
桶川市

二 作業種類  
公共測量(二級基準点測量)  
三 作業地域  
桶川市大字川田谷地内  
四 作業期間  
平成二十年十一月二十五日から平成二十一年三月二十日まで

埼玉県告示第千六百十七号

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十年十二月二日

埼玉県知事 上田清司

- 一 処分をした年月日  
平成二十年十一月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
別表のとおり
- 三 処分の内容  
法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止
- イ 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの

(注一)「土木工事業に関する営業」とは、発注者から直接土木工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

(注二)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第二項

に規定する特定事業に係る建設工事をいう。  
(注三)「民間工事」とは、(注二)以外の建設工事をいう。  
(注四)「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

ロ 停止を命ずる期間

平成二十年十二月九日から平成二十一年十二月八日までの一年間

四 処分の原因となつた事実

処分を受けた者の代表者は、埼玉県越谷県土整備事務所発注の側溝整備工事の指名競争入札に関し、談合を行ったとして起訴され、平成二十年十月二十四日、さいたま簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。このことは、法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。

別表

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社ヤマキ	埼玉県草加市栄町一丁目一番号	北嶋敏久	埼玉県知事許可(般・特一六)第一六六一〇号
長栄建設工業株式会社	埼玉県草加市長栄町三百八十番地十八	落合祥一	埼玉県知事許可(般・特一六)第三四九四八号

埼玉県告示第千六百十八号

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十年十二月二日

埼玉県知事 上田清司

- 一 処分をした年月日  
平成二十年十一月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

別表のとおり  
三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの

(注一)「土木工事業に関する営業」とは、発注者から直接土木工事を請け負

う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木工  
事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

(注二)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第

三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建

設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する  
法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の

整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)第二条第二項  
に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

(注三)「民間工事」とは、(注二)以外の建設工事をいう。

(注四)「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び  
同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付

金でこれらに類するものをいう。

ロ 停止を命ずる期間

平成二十年十二月九日から平成二十一年四月七日までの百二十日間

四 処分の原因となつた事実

処分を受けた者の役員は、埼玉県越谷県土整備事務所発注の側溝整備工事の指  
名競争入札に関し、談合を行ったとして起訴され、平成二十年十月二十四日、さ  
いたま簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことは、法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。

別表

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
----	------------	--------	------

株式会社西山建設	埼玉県吉川市皿沼二丁目五十一番地	西山金一	埼玉県知事許可 (般・特一九) 第三六一四号
株式会社潮	埼玉県八潮市大字中馬場二十八番地	川澄吉夫	埼玉県知事許可 (特一九) 第二四二四号

埼玉県告示第六百十九号

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十八条第三項の  
規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十年十二月二日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日  
平成二十年十一月二十五日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
別表のとおり

三 処分の内容  
法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて  
補助金等の交付を受けているもの

(注一)「土木工事業に関する営業」とは、発注者から直接土木工事を請け負

う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木工  
事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

(注二)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第  
三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建

設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する  
法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の

整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)第二条第二項  
に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

(注三)「民間工事」とは、(注二)以外の建設工事をいう。

(注四)「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

ロ 停止を命ずる期間

平成二十年十二月九日から平成二十一年二月六日までの六十日間

四 処分の原因となった事実

処分を受けた者の従業員等は、埼玉県越谷県土整備事務所発注の側溝整備工事の指名競争入札に関し、談合を行ったとして起訴され、平成二十年十月二十四日、さいたま簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことは、法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。

別表

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社齊藤土建	埼玉県三郷市戸ヶ崎三丁目百八十三番地	斎藤葉子	埼玉県知事許可(般・特一六)第四六四九八号
株式会社佐藤組	埼玉県三郷市新和四丁目五百七十七番地	佐藤正身	埼玉県知事許可(般・特一八)第六五二二二号

埼玉県告示第六百二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十年十二月二日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話〇四八―八三〇―五三三七

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町村役場の都市計画主管課

ナガヤス工業株式会社	埼玉県草加市青柳八丁目五十七番四十三号	大根田浩一	埼玉県知事許可(般・特一七)第二九二三四号
草加建設株式会社	埼玉県草加市長栄町六百二十八番地一	中村孝明	埼玉県知事許可(特一七)第三〇二九〇号
株式会社白石建設	埼玉県草加市清門町二百七十二番地	白石保	埼玉県知事許可(特一八)第一六九二号
稲穂建設株式会社	埼玉県八潮市中央二丁目六番地十三	中村由希夫	埼玉県知事許可(般・特一六)第二九〇六号
池中建設株式会社	埼玉県越谷市東越谷七丁目百四十一番地	中島美三郎	埼玉県知事許可(特一八)第一五八四号
須合建設株式会社	埼玉県三郷市三郷一丁目二十三番地八	須合巖	埼玉県知事許可(般・特一八)第四一四一号
名倉建設株式会社	埼玉県吉川市栄町千四百三十二番地二	名倉泰史	埼玉県知事許可(特一八)第三三六号



別記一

一	番号								
和光	都市計画 区域名								
和光市	市町村名								
「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」 「区域区分」 「用途地域」	都市計画の種類及び名称								
平成二十一年一月十五日午後二時から	公聴会 期日及び時間								
和光市役所五階五〇三会議室	場所								
平成二十年十二月二日から平成二十年十二月二十四日まで	公述申出書 提出期間								
和光市建設部都市整備課、埼玉県都市整備部都市計画課	提出先								
平成二十年十二月二日から平成二十年十二月二十四日まで	都市計画の構想 閲覧期間								
和光市建設部都市整備課、埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所	閲覧場所								

別記二

# 公 述 申 出 書

年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市  
計画 の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し  
出ます。

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名

印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

※「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

## 埼玉県告示第千六百二十一号

建築士法(昭和二十五年法律第二百一  
号)第十条の第二十二項の規定により、  
埼玉県指定登録機関の指定をしたので、  
次のとおり公示する。

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 埼玉県指定登録機関の名称及び住所  
社団法人埼玉建築士会  
埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目  
一番七号
- 二 二級建築士及び木造建築士の登録の  
実施に関する事務並びに二級建築士名  
簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に  
供する事務(次号において「二級建築  
士等登録事務」という。)を行う事務  
所の所在地  
埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目  
一番七号
- 三 二級建築士等登録事務の開始の日  
平成二十年十一月二十八日

## 埼玉県告示第千六百二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百  
号)第三十六条第三項の規定により、次  
の開発行為に関する工事が完了したの  
で、公告する。

平成二十年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 許可番号

平成二十年十月三十一日

指令東整第一九〇一三六一号

## 二 検査済証番号

平成二十年十一月二十五日第六十号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字中山字神明一八五

七一一、一八五七一一地先道路、一八

六〇一一地先道路外一八筆

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北本市西高尾一丁目一三〇番地

三重工業株式会社

代表取締役 川端 隆志

埼玉県農林総合研究センター所長告示第十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十年十月に収去した飼料等の試験結果

1 栄養成分に関する検査

の概要を次のとおり公表する。

平成二十年十二月二日

埼玉県農林総合研究センター所長 星 裕 治

製造事業場等の名称及び所在地	収去年月日	飼料の名称	製造(輸入)年・月	試験結果の概要											備考			
				粗たん白質%	粗脂肪%	粗繊維%	粗灰分%	カルシウム%	リン%	揮発性塩基性窒素%	水溶性窒素%	ペクチン消化率%	TDN%	ME kcal/kg		その他(水分)%		
渡辺養豚場 比企郡川島町大字上大屋敷230番地	H20.10.15 同 左	パン屑	20.10														10.8	
平成飼料株式会社鹿島工場 茨城県神栖市東深芝4番地7	H20.10.16 株式会社ネギシコフーズ 熊谷市広瀬160	日配ほ乳期子牛育成用配合飼料ニューカーフスーパーパーペレット	20.9	20.0以上	2.0以上	5.0以下	7.0以下	0.60以上	0.40以上								13.1	
				20.4	2.8	2.4	5.7	0.85	0.65									
鹿島飼料株式会社鹿島工場 茨城県神栖市東深芝4番地2	同 上	日配ほ乳期子豚育成用配合飼料スーパーゴールド	20.9	22.5以上	4.0以上	2.0以下	7.0以下	0.70以上	0.60以上								10.3	
				23.8	8.5	0.1	5.6	0.78	0.72									

(注) 1 飼料の名称の欄中の「〇規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。  
 2 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

2 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年・月	試験結果の概要	備考
渡辺養豚場 比企郡川島町大字上大屋敷230番地	同 左	飼料	パン屑	20.10	重金属—カドミウム、鉛、ひ素	

(注) 1 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「〇規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。  
 2 試験結果の概要の欄は、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄に違反の内容を示す。



埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の発行行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十年十二月二日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年五月三十日

第二〇〇〇一六〇号

二 検査済証番号

平成二十年十一月二十七日

第二〇〇〇九二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字竹本字下大久保五

五一―一五、五五一―一六、五六三―

三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡鳩山町大字竹本五五―

新井 博之

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のよ

うに道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年十二月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉 一夫

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
西金野井春日部線	春日部市金崎字川妻八六一番一地从先まで 番一地从先まで (ただし関係図面に表示する部分に限る)	平成二十年十二月二日	平成二十年十一月二十八日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十六号における道路区域の供用開始である。 延長九七・一〇メートル

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四百十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の発行行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

指令杉整第二〇〇〇四七〇号

二 検査済証番号

平成二十年十一月二十五日

杉整第一二二五―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字堤根字前島四

四四五―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字堤根四四三〇―

一 許可番号

平成二十年七月二十二日

平井 順 一

指令杉整第二〇〇〇四二〇号

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四百十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の発行行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

一 許可番号

平成二十年七月二十二日

指令杉整第二〇〇〇四二〇号

二 検査済証番号

平成二十年十一月二十五日

杉整第一二二八―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字下栢間字大御二

五九―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

蓮田市緑町一丁目二三番一五号

平成二十年十二月二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順 一

山口 剛・山口 ゆず葉

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四百十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十二月二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年九月二十二日

指令杉整第二〇〇〇八七〇号

二 検査済証番号

平成二十年十一月二十五日

杉整第一二二七―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字金原四四―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町字金原四五―六

海老原 仁・海老原 かおる

正 誤

埼玉県規則第七十一号(平成十二年三月三十一日号外第十号)中訂正

ページ 段 行 誤

三八 下 前から八 は炉数

正

(は炉数)

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二―一(代表)
	埼玉県 〒330-0815 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六―二二九〇―一(代表)